

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

香川県知事 殿



令和5年6月30日

提出者

住所 愛知県名古屋市中区栄1丁目34号

氏名 盛田株式会社 代表取締役社長 檜垣周作
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-229-1600

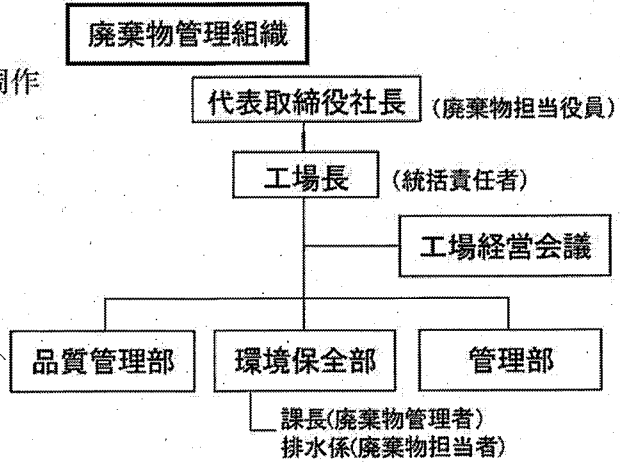
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	盛田株式会社 小豆島工場
事業場の所在地	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1850番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	製造品出荷額：5,283 (百万円)
③従業員数	124名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物担当役員：代表取締役社長 檜垣周作
 統括責任者：工場長
 廃棄物管理者：環境保全課長
 廃棄物担当者：



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ
	排出量	2650 t	103 t	1032 t	9.8 t	321 t
	(これまでに実施した取組) ・ろ材の珪藻土かす(汚泥)の再生利用 ・排水処理安定化による汚泥の発生量削減 ・原排水負荷量の低減による汚泥の発生量削減					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ
	排出量	2,600 t	100 t	1,050 t	10 t	300 t
	(今後実施する予定の取組) ・ろ材の珪藻土かす(汚泥)の再生利用 【継続目標】 ・排水処理安定化による汚泥の発生量削減 【継続目標】 ・原排水負荷量の低減による汚泥の発生量削減 【継続目標】 ・食品残渣の飼料化による排出量削減 【新規目標】					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：動植物性残さ(しょうゆ粕、しょうゆ油、だし抽出粕)、汚泥(活性汚泥法の脱水汚泥、珪藻土かす)、焼却灰、廃プラスチック類 取組：工程ごとの細かな分別により、可能な限り多くを再生利用に供している。 段ボールはリサイクル業者が回収。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を継続。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	0.2 t
	(今後実施する予定の取組) ・だし抽出の残さ（魚の削り節）を農業用肥料として近隣農家へ無償提供していたが、離農等により需要が無くなった。新たな提供先を探したい。					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	2,650 t	— t	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,600 t	— t	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) しょうゆ粕、しょうゆ油をボイラーで焼却し、蒸気を製造用の熱源（大豆の蒸煮や調合釜の加熱）として利用。						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性残さ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	2,600 t	— t	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,600 t	— t	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・前年度の取組を継続する。 ・家畜用飼料としての販売量を増やし、廃棄物排出量の削減を狙う。						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性 残さ
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性 残さ
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性 残さ
	全処理委託量	— t	103 t	1032 t	9.8 t	321 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	103 t	590 t	— t	177 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t	442 t	— t	144 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者、再生利用業者の積極的な選択。					

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	動植物性 残さ
②計画	全処理委託量		— t	100 t	1,020 t	10 t	300 t
	優良認定処理業者への 処理委託量		— t	100 t	620 t	— t	150 t
	再生利用業者への 処理委託量		— t	— t	400 t	— t	150 t
	認定熱回収業者への 処理委託量		— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		— t	— t	— t	— t	— t
			(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者、再生利用業者を積極的に利用するよう委託先の調整を検討する。				
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙:産業廃棄物の一連の処理の工程

